

## 只見線台湾プロモーション実施業務委託仕様書

### 第1 事業の目的

令和4年10月1日に全線運転再開した只見線のプロモーションを台湾で実施することで、台湾の一般の方や旅行事業者等に只見線の魅力を発信し、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後のインバウンド客の誘客を図る。

### 第2 委託事業の内容

#### 1 只見線写真展

只見線沿線の絶景など、只見線の魅力を発信するための写真展を開催する。

奥会津郷土写真家 星賢孝氏の作品を中心に展示することを前提とするが、企画提案によりその他の作品を併せて展示することも可とする。

なお、星賢孝氏の作品に係る使用料等は発生しないが、展示に際してパネル等を制作する費用については、委託費用に含めること。

##### (1) 実施時期

令和6年1月頃

##### (2) 実施期間

原則7日間以上とするが、企画提案の内容に基づき、予算の範囲内で調整することも可とする。

また、連続した期間でない場合も可とする。

##### (3) 実施場所

只見線の魅力を発信するのに適した台湾国内のイベント会場とする。台北市及び近隣の地域を原則とするが、企画提案により他の地域とすることも可とする。

なお、後述するオープニングイベントと写真の展示を別会場とすることも可とする。

##### (4) 写真展の実施規模

写真展の実施規模については、只見線の魅力を発信するのに十分な規模を原則とする。

なお、令和元年12月に実施した写真展の規模を参考までに以下に示す。

ア 会場サイズ 約22m×約21m程度

イ 展示写真数 約140点（A0サイズ6点、A1サイズ30点、それ以下のサイズ85点程度および説明・装飾用パネル20点程度）

ウ 開催日数 10日間（令和元年12月13日（金）～22日（日））

エ 来場人数 土日約2,300名/日（オープニングイベント実施）、平日約500名/日

オ 開場時間 10:00～19:00

#### 2 オープニングイベント

写真展開催期間の最初の土日、若しくはそのどちらかでオープニングイベントを開催する。

オープニングイベントでは、星賢孝氏によるギャラリートークの実施を前提とするが、只見線の魅力を発信するのに適した著名人等の起用や他のコンテンツの実施も可とする。

#### (1) 実施時期

1の写真展開催期間のうち最初の土日、若しくはそのどちらか一方の日。

#### (2) 実施場所

只見線写真展の会場内を原則とするが、企画提案により実施するコンテンツ等の内容によっては、別会場で実施することも可とする。

なお、別会場とする場合でも、写真展会場と隣接する会場など、可能な限り写真展会場と近傍の会場とすること。

#### (3) オープニングイベントの実施規模

オープニングイベントは、来賓等の招待者を含む50名程度着席できる観覧エリアの他、メディア関係者30名程度が取材できる程度のスペースを確保すること。

なお、ステージは必須ではないが、観覧者と登壇者のエリア分けができるよう、パンチカーペット等でステージエリアを設けること。

また、会場の状況に応じて音響設備等の必要な設備等を手配すること。

### 3 体験・物販ブース

幅広い年代の来場者が楽しめるよう、体験・物販ブースを設けること。

具体的な内容については、企画提案によるものとするが、現地での必要な資機材の調達や許認可の取得も含めて、受託者が対応できる内容とすること。

なお、体験・物販に限らず、企画提案によるコンテンツを展開することも可とする。

また、物販の収益は、受託者に帰属するものとし、委託料の精算は行わない。

### 4 その他

#### (1) 広報について

写真展及びオープニングイベントへの誘客のため、台湾での広報を実施すること。

具体的な内容や数量については、企画提案に基づき予算の範囲内で実施すること。

#### (2) 会場への渡航費について

オープニングイベントに出演する星賢孝氏のほか、主催者側の関係者4名分の渡航費及び宿泊費を委託料に含めること。

宿泊日数については、2泊（オープニングイベント実施日の前後泊を想定）を原則とするが、企画提案の内容に基づき必要な日数分を見積もること。

また、オープニングイベントへの出演者について、日本から著名人等を起用する場合は、必要な渡航費や宿泊費等を委託料に含めること。

#### (3) 来場者アンケートについて

来場者を対象にアンケート調査を実施し、インバウンド誘客の施策検討に活用できるようなデータを収集すること。

なお、設問等の詳細については、発注者と協議の上決定すること。

## 第3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない

1 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けるものとし、使用する場合には、許諾、使用料等の一切を受託者が負担すること。

2 年間を通して行われるすべての運営事業について委託者と協議を行い、進捗状況につ

いて定期的に委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。

3 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

4 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。

#### 第4 提出書類、成果品

	書類名等	提出期限
1	着手届【様式1-1】	事業着手後7日以内
2	責任者等届【様式1-2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3-1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3-2】 収支決算書【様式3-3】 記録写真（電子データ）	事業完了後15日以内かつ令和6年3月31日以前
5	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日